

第23回回答と要望 ①立地制約 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	①	国立公園、国定公園への風力発電施設の設置について	<p>自然公園法施行規則第11条第11項において風力発電施設の設置に関する自然公園法上の許可基準が設けられており、その具体的な運用は「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に定められているところである。</p> <p>一方、平成16年に示された「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成16年2月）（以下、基本的考え方）」における「3 国立・国定公園内における風力発電施設の設置に係る基本的方針（以下、基本方針）」では、許可基準とは異なるところでその審査に係わる考え方が記載されており、自然公園法施行規則の許可基準を充足しても審査が受け付けられないケースがある。</p> <p>基本的考え方の文書を廃止または施行規則やガイドラインと整合するかたちで更新し、かつ公表していただきたい。もしくは、各都道府県担当当局に対して、基本的方針のみをもって国立・国定公園内への設置を拒否せず、施行規則に基づき審査されるよう通知を发出し、かつそれを公表していただきたい。</p>	<p>平成16年に示された「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成16年2月）」においては、その基本方針として「まず国立・国定公園外における風力発電施設の立地の可能性やその促進のための方策が充分検討される必要がある」、「一般論として公園の保護の公益性を上回るような特別な立地の必然性や公益性が認められるものとは判断できない」といった記載があり、各都道府県担当当局に対してその証明が難しく、許可基準である自然公園法施行規則第11条第11項を充足したとしても、基本方針を根拠として国立公園、国定公園内への風車設置が進まない状況である。</p>	環境省	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」は、専門家からなる検討会、関係団体等からのヒアリング等を通して平成16年2月に作成したものであり、わが国の自然景観、国立・国定公園の制度の現状や風力発電施設の特性と意義、並びに国立・国定公園内における風力発電施設の設置に係る審査基準の新設に向けた考え方について取りまとめたものです。</p> <p>ここで取りまとめた内容を踏まえて、平成16年4月に自然公園法施行規則を改正して風力発電施設に関する許可基準を新設しました。</p>	<p>国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方</p>	対応	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」は、国立・国定公園内における風力発電施設の設置に係る審査基準の新設に向けた考え方等について取りまとめたものであり審査基準ではないため、許可の審査にあたっては、この基本的考え方を踏まえて設けられた自然公園法施行規則第11条第11項及び第38項に定められる許可基準及び各国立・国定公園ごとの管理運営計画等に定められる審査基準を満たせば、国立・国定公園内における風力発電施設に係る行為は許可しうる旨を、都道府県担当当局宛に令和6年3月中旬に通知し、環境省ホームページ等において公表します。</p>

第23回回答と要望 ①立地制約 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
2		①保安林解除手続きにおける市町村長の同意書等の記載を根拠に、市町村長の同意書等を求めるという運用がされている。	<p>風力発電事業を行う事業者が、風力発電設備を保安林である場所に設置するに当たり必要となる、森林法に基づく保安林解除の手続きについて、保安林の指定解除事務マニュアルの記載を根拠に、市町村長の同意書等を求めるという運用がされている。</p> <p>①市町村長の同意書については、現在、具体的な判断基準が示されていないため、予見可能性がなく、同意を得る手続きに長期の期間とコストを要しており（市長村長からの指摘対応や説明対応、その手戻り等が発生する等）、これは2050年カーボンニュートラル等に向けた風力発電の建設を阻害する要因になっている。</p> <p>このため、同意書に係る手続きを円滑に進める観点から、国において当該市町村長における同意の判断基準を技術的助言等として、各市町村に対して発出し、かつその内容を公表していただきたい。</p> <p>②また、そもそも市町村の同意書を求めるという運用について、保安林解除の手続きに係る森林法第27条第1項の「指定若しくは解除に利害関係を有する地方公共団体の長」も「指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者」とともに、「都道府県知事に申請することができる。」主体であると規定されているため、双方の考えに齟齬が生じ解除に係る実務が混乱することを避けるため、農林水産大臣又は都道府県知事が保安林解除の可否を判断する上で、市町村長の同意を得る必要があると解釈しているのであれば理解するところであるが、その解釈であるのか。</p>	<p>・日本の国土の3分の2は森林に覆われており、その多くが国有保安林に指定されている。カーボンニュートラルに向けては、保安林の機能等に留意しながら、ポテンシャルの高い保安林区域にも風力発電などの再生可能エネルギーの導入を進めていく必要がある。</p> <p>・森林法（昭和26年法律第249号）第27条第1項の規定により、保安林解除に係る申請をする際には、利害関係者の意見として「市町村長の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類」等を添付する必要がある（保安林の指定の解除に係る事務手続について（令和3年6月30日付け3林整治第478号、林野庁長官から各都道府県知事、各森林管理局長宛て）P.16）。</p> <p>・しかし、同意取得に係る手続きについては、各自治体に任せられており、判断基準は自治体ごとに異なっている。また、その判断基準についても明かされていない。このため、事業者は同意取得の判断に必要な書類や判断項目が分からないまま協議に進む必要があり、手続きが長期化するケースが多い。</p> <p>（参考）森林法 （指定又は解除の申請） 第二十七条 <u>保安林の指定若しくは解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣又は都道府県知事に申請することができる。</u></p> <p>2 都道府県知事以外の者が前項の規定により保安林の指定又は解除を農林水産大臣に申請する場合には、その森林の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の場合には、遅滞なくその申請書に意見書を附して農林水産大臣に進達しなければならない。但し、申請が第一項の条件を具備しないか、又は次条の規定に違反していると認めるときは、その申請を進達しないで却下することができる。</p>	農林水産省	<p>保安林の解除に当たっては、利害関係を有する地方公共団体の長は、告示の内容に異議があるときは、都道府県知事に意見書を提出できることとされており（森林法第32条第1項）、提出があった場合には公開による意見聴取を行うこととされています（同条第2項）。</p> <p>特に、転用に係る保安林の指定の解除に当たっては、運用上利害関係を有する市町村長の同意を得ることを要件としています。（「森林法に基づく保安林及び保安林施設地区関係事務に係る処理基準について」（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官依命通知））。</p>	森林法第26条、第26条の2、第32条等	検討を予定	<p>保安林における風力発電施設の導入については、令和3年の「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）で、保安林の指定の解除や作業許可基準の取扱い等を明確化する旨が明記されたのを受け、「保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編）」（令和3年9月30日付け3林整治第993号）等の通知を発出したところです。</p> <p>このマニュアルの中で、保安林の指定の解除に向けては、地域の意見を十分に汲み取るという観点から、一般公益を代表する市町村の長の意向について解除申請時に確認することとする趣旨を明記しております（P.38）。</p> <p>【提案①について】 市町村長の同意書の取扱いについては、今後、同意を得る手続きに長期の期間とコストを要しているという事実を調査し、必要があれば対応を検討したいと考えます。</p> <p>【提案②について】 市町村長の同意を要件化した理由については、御指摘のとおり、農林水産大臣又は都道府県知事と市町村の考えに齟齬が生じ解除に係る実務が混乱することを避けるためです。</p>

第23回回答と要望 ②系統制約 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1		② 逆潮流なしの自家消費型太陽光発電設備の接続検討申請の取り扱いの統一化	逆潮流なしの需要設備併設の太陽光発電設備（自家消費・余剰売電なし）について、基本的には潮流計算が需要設備と同等の順方向の電力潮流のみになることから、「接続検討申請」は一律省略可能な取り扱いにされたい。そのため、上記の旨を国の文書に記載して公表し、又は国から一般送配電事業者に指導を行うことで全ての（当該旨を現在文書で明記・公表していない）一般送配電事業者が発行する文書（系統アクセスルール等）に記載及び公表させていただきたい。	東京電力PGについては、系統アクセスルールにも記載があるとおり自家消費を目的とした発電設備等（逆潮流なし）を新設・変更する場合接続検討申請は省略可能とされている※1。 一方、他の一般送配電事業者、例えば、北陸電力送配電の系統アクセスルールの文書には、東京電力PGの系統アクセスルールのような記載はなく※2、実際に実務上も、逆潮流なしの自家消費型太陽光発電設備でも接続検討申請を求められている。 上記のとおり一般送配電事業者によって取り扱いにばらつきがあるが、逆潮流なしの自家消費型太陽光発電設備は、需要設備と同等の順方向の電力潮流のみとなることから「接続検討申請」は省略可能という取り扱いに統一していただきたい。 ※1：東京電力PGの系統アクセスルールの記載 下記URLの資料P6に「自家消費を目的とした発電設備等（逆潮流なし）を新設・変更する場合、ステップ1（接続検討申請～回答）は省略可能とする（島嶼および系統連系制約発生箇所等除く）。」と記載されている。 URL：https://www.tepcoco.jp/pg/consignment/rule-tr-dis/pdf/keitouH-j20230403.pdf ※2：北陸電力送配電の系統アクセスルールの記載 系統アクセス業務の標準的な業務フローにおいて自家消費の区別はなく、接続検討申請の省略が可能なことについて記載はない。 URL：https://www.rikuden.co.jp/nw_rule/attach/keitoukouteiatsu.pdf	経済産業省	一般送配電事業者においては、基本的に、自家消費目的の発電設備等（逆潮流なし）を新設・変更する場合の系統への影響が軽微であれば、接続検討申請を省略可能としています。一方、一部の一般送配電事業者では、連系要件の確認の観点や、接続後に逆潮流することとなった場合の再度の手続を回避するため、接続検討を行っています。	なし	対応を検討	自家消費を目的とした発電設備等（逆潮流なし）を新設・変更する場合において接続検討を実施している一般送配電事業者に対して、接続検討の省略等の検討を促します。
2		② 特別高圧事業所への太陽光発電設備導入の促進のための「みなし低圧連系」基準の緩和	需要家が自家消費用の太陽光発電設備を設置する場合、発電設備の出力が受電電力の5%程度と小さく、常に発電設備からの電力を構内で消費できる条件下であれば、低圧の電力系統との連系に係る技術要件で連系できる「みなし低圧連系」が選択でき、地絡過電圧リレーなどの系統連系用保護装置の設置を省略することができる。 系統への逆潮流がない特別高圧需要家における「みなし低圧連系」の基準を緩和し、5%よりも引き上げる。	太陽光発電の最大限導入のためには、低圧・高圧のみならず特別高圧事業所への設備導入促進が必要である。特別高圧受電をしている工場等に自家消費用の太陽光発電設備を設置し、工場停止時に発生する余剰電力を売電して稼働率を向上させようとした場合、地絡過電圧リレーなどの「系統連系用保護装置」の設置が必要となる。しかし、特別高圧の「系統連系用保護装置」は高額であることから投資回収が見込めず、特別高圧受電の工場等における太陽光発電設備導入の妨げとなっている。 安価な低圧相当の技術要件により系統連系ができる幅が広がることで、特別高圧受電の工場等への太陽光発電設備導入が促進されると考えられる。	経済産業省	特別高圧連系時に必要な保護要素の内、例えば地絡過電圧リレー（以下、OVGR）は、電力系統側で異常が発生した際に、被害拡大の防止や、事故点の復旧作業における作業員の安全を確保する目的で、分散型電源を系統から解列させるために設置を求めるものです。 OVGRの省略要件の一つとして、分散型電源の出力が契約電力の5%程度以下であることを目安として示しておりますが、これは必須の要件としておらず、解釈の解説に記載されているとおり、この値を超えて運用することも可能です。ただし、分散型電源の容量が大きくなると、構内負荷の変動や系統運用の状況により、確実な保護が行えない可能性があります。その点を踏まえ、連携する系統を管理する電力会社と個別調整が必要となります。	電気設備の技術基準の解釈第231条、232条 電気設備の技術基準の解釈の解説第231条、232条	現行制度下で対応可能	電技解釈第232条の解説に記載の通り、分散型電源の出力が契約電力の5%を超える場合においても、構内の最低負荷に対して常に分散型電源の出力容量が小さく、系統事故時の速やかな解列を示すことが出来る場合は、その範囲内において運用することが可能です。 特別高圧連系の場合の省略要件を、電技解釈第231条の231-1表※4に明記しておりますので、適宜ご参照ください。

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1		⑤省エネ法に基づく工場等判断基準における、小容量ガスタービン発電設備を新設する場合の条件緩和	「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」において、発電専用設備を新設する際、別表第2の2に掲げる基準発電効率を適用しない例外である、設備容量が20万kW未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電装置の基準について、条件の一つである発電端効率の下限値を、現行の44.5%から、小容量ガスタービンの最高効率の機種をベースに、36%程度まで緩和すべきである。	<p>今後の国内電力市場においては、再生可能エネルギーが主力電源の一つとなり、電力需給を調整する調整力がますます必要となる。こうした中、ガスタービン発電などの火力発電設備は、短時間で機動的に出力調整が可能であることから、調整力として有望であり、設置の促進が望まれる。調整力としての運転は、年間数回～数十回ほど稼働し、運転継続時間は1回につき2～3時間程度となることが想定される。この場合、常用の発電設備としては極めて稼働率が低くなることから、事業者にとっては、大規模な設備投資が必要な大規模火力発電設備ではなく、小型火力発電設備の設置が望ましい。とりわけ、小型発電設備の一つである航空転用型ガスタービンの場合は、起動から最大出力に達する時間が5分以内と短く、機動性が高いことから調整力としても優れている。</p> <p>現状、小規模な火力発電設備については、過去の経済産業省の審議会における負荷追従運転による電力の需給調整能力に関する有用性を評価すべきとの判断から、発電の開始から最大出力状態までの平均出力変化が平均的な大規模LNG火力の2倍以上となる毎分15%以上であることを条件に、発電端効率の下限値を44.5%とできることとされている。一方、急速な再エネ導入を受けて、2021年に開設された需給調整市場では調整力調達量不足が継続的に発生している。今後二次調整力②の取引も開始する中、調整力を担うことができる電源の重要性がより高まっている。</p> <p>そこで、現行の条件よりも更に平均出力変化が大きく、調整力に適した火力発電について発電端効率の下限値の引下げを提案する。具体的には現在の小規模火力発電に要求される平均出力変化の2倍以上となる毎分30%以上であることを条件に、発電端効率の下限値を小容量ガスタービンの最高効率の機種をベースとした36%程度まで緩和する。これにより、比較的小容量なガスタービン発電設備の新設が可能となり、電力市場の需給調整力の安定に寄与する。また、従来に比べて設置スペースが小さくメンテナンスコストが低廉の機種を選択できるようになることは、運転頻度の少ない調整力電源の過度な退出を抑制し、調整力電源の持続可能性を高めることにも繋がる。さらに、多くの地点で小型の火力発電設備の設置が進めば、災害などの際に、地域の非常用発電設備として貢献しうる。将来的に脱炭素燃料として期待される水素やアンモニアが供給されれば、燃料として置き換えることでこれらの火力の脱炭素化が可能となる。</p>	経済産業省	<p>電力供給業に使用する発電専用設備を新設する場合には、基準発電効率以上のものを採用することとされております。</p> <p>発電専用設備に対する基準発電効率は、エネルギーミックスを実現するために必要な発電効率の水準を基準発電効率として定めており、定格時の高位発熱量基準による発電端効率で、</p> <ul style="list-style-type: none"> 石炭による火力発電：42.0% 可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電：50.5% 石油その他の燃料による火力発電：39.0% <p>と定めております。</p> <p>一方、エネルギーミックスの実現に向けて再生可能エネルギーの導入を拡大するに伴い、電力の需給調整能力の確保が求められている中、この能力を有しながら比較的高い発電効率を持つ、コンバインドサイクルやガスエンジンなど小規模LNG火力発電に限っては、新設を阻害しないよう、配慮措置を講じています。</p> <p>具体的には、①発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分15%以上の出力変化が可能であること、②定格時の高位発熱量基準による発電端効率が44.5%以上であることを満たす、設備容量20万kW未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については、上記基準を適用しないこととしています。</p>	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年3月31日経済産業省告示第66号）12-2（4-2）、別表第2の2備考3（2）	検討を予定	太陽光や風力のような出力変動の大きい再エネの導入拡大が進み、調整力の重要性が高まっていると考えており、「制度の現状」に記載の基準発電効率の考え方を踏まえ、備考に記載の発電効率の引き下げによって、エネルギーミックスの実現を阻害しないよう、調整力の確保の状況等も考慮しながら、慎重に検討する必要があると考えています。

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
2		⑤ OVGR動作の自動復旧の取り扱いについて	地絡過電圧リレー（OVGR）が動作した場合、発電所は停止する。その後、地絡過電圧が復旧した後の発電設備の再並列は検出出力が復帰したことを条件に自動で行われるが、エリアによっては手動復旧しか認めていない。発電量の損失に繋がるため発電設備の再並列は自動復旧に統一していただきたい。	手動復旧しか認めていないエリア（中部電力・四国電力・沖縄電力の全部又は一部）においては、電気主任技術者の到着まで発電所が停止したままの状態となり、発電量の損失につながるため、全国統一で改めてOVGRは自動復旧で統一頂きたい。	経済産業省	系統故障（地絡過電圧）復旧後の発電設備の自動再並列の取扱については、系統及び発電設備保護の観点から、連系系統の特性を踏まえ、自動再並列の可否を定めています。	なし	対応	系統故障からの復帰後の再並列の可否については、系統及び発電設備の保護の観点から、踏まえた判断が必要です。全ての一般送配電事業者において、一律に自動再並列を認めていないわけではないため、自動再並列の詳細な条件等については属地の一般送配電事業者にお問い合わせください。
3		⑤ 屋根上に対する登記設定について	太陽光発電のオンサイトPPAにおける使用権原担保のために、屋根上に対して登記設定ができるようにしていただきたい。	太陽光発電のオンサイトPPAは、電気を消費する需要家の事務所や工場などの屋根上に、PPA事業者の所有する太陽光発電設備を設置し、その事務所や工場に電気供給を行う契約モデルである。需要家は太陽光発電設備の初期投資がほぼ必要なく、PPA事業者は電気料金として継続した収入を得て投資回収をする。 このオンサイトPPAでは、需要家が所有する屋根上等に太陽光発電設備を設置し、需要家自身が使用する電気として使われることから、一般的にPPA事業者と需要家とは屋根上等を賃貸する賃貸借契約を行わない。したがってPPA発電事業者がファイナンスを組成する際に、屋根上の使用権原を示すことができず、ある程度の需要家と信が求められるようになる。 屋根上（建物の一部）への賃借権設定登記が行えるようになることで、その使用権原を公に示すことができるため、例えば、需要家の事業継続が困難となり倒産し、屋根上の太陽光発電設備が差し押さえられる場合等のリスクを懸念する金融機関との関係で、PPA発電事業者がファイナンスが組成しやすくなり、オンサイトPPAの拡大につながるため提案する。	法務省、経済産業省、国土交通省	登記の対象となる不動産は、土地又は建物とされており、屋根のみなど、一つの不動産の一部を目的とする登記をすることはできません。	不動産登記法第2条第1号及び同法第25条13号、不動産登記令第20条4号	対応不可	不動産登記は、一筆の土地又は一棟の建物を対象として、権利の設定を行った場合に、これを登記簿により公示する制度です。仮に、建物の一部のみに独立して賃借権等の登記ができることとすると、建物所有権や既に設定された抵当権等との関係で、公示される権利関係の内容が不明確となるため、御指摘のような建物の一部を対象とした登記をすることはできません。
4		⑤ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合性判定業務に係るオンライン申請受付の徹底について	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき（以下、「建築物省エネ法」という。）、非住宅部分の床面積が300㎡以上である建築物（以下、「特定建築物」という。）の新築、増築、改築をしようとするとき、工事着工前に建築物省エネルギー確保計画（以下、「省エネ計画」という。）を所管行政庁または、ビューロベリタスジャパンや(株)日本ERIなどの登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下、「登録省エネ判定機関」という。）に提出し、当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準への適合性判定を受けること等が義務付けられている。この適合義務は、建築基準法上の建築基準関係規定として位置づけられているため、建築主事又は指定確認検査機関に適合性判定の際に交付される適合性判定通知書を提出し、建築確認に係る審査を受けなければ、工事着工ができない。また、登録省エネ判定機関は、提出を受けた省エネ計画について、住宅部分の床面積が300㎡以上である場合には、当該省エネ計画を所管行政庁に送付しなければならないとされている。 省エネ計画に関する書類は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（以下、「建築物省エネ法施行規則」）で、計画書の正本及び副本に仕様書や機器表、各階平面図などを添えたものと規定されており、登録省エネ判定機関では計画書等として以下の書類の提出を求めている。 計画書等：審査受付表、計画書、設計内容説明書、省エネ適合性判定に必要な図書チェック表 これらの書類について、電子申請ができるよう登録省エネ判定機関の中には自ら業務規程に規定して、電子申請受付窓口を設け、電子申請が可能となっている機関もある。しかし、実際の手続きでは、紙媒体で正本及び副本を提出することを求められることが多い。ビル一棟分の書類であれば、何百枚も紙で用意する必要がある。 2025年度から、すべての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合への義務付けが拡大していくため、さらに手続き上の負担が拡大していくと思われる。このため実態を把握したうえで、申請手続きの円滑化の観点から以下の見直しをお願いしたい。 適合性判定通知書の交付手続きについては、施行規則第5条でオンラインによる手続きも可能であることが規定されているが、それ以外の省エネ判定に係る書類についての電子申請等の手続きに関しては規定されていない。このため、それ以外の書類についてもオンラインによる申請等が可能であること、またオンライン申請の際には、正副2部の提出が必要ないことがわかるよう法令上に規定することで実効性を担保していただきたい。	国土交通省	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第2項の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第1条及び第2条において、計画書の正本及び副本並びに添付図書が規定されており、計画に一定規模以上の住宅部分が含まれる場合には、これに加えて計画書の写し及び添付図書の写しを提出することとされています。当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、これらの書類の提出に代えてオンラインにより行うことも可能となっています。 また、正本及び副本など複数部数を提出することとされている場合でも、デジタル手続法第6条第2項の規定により、電子ファイル1つの提出をもって	・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項・第2項 ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第1条、第2条 ・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条	現行制度下で対応可能	令和3年1月に、計画書の提出を含む本法に基づく手続はオンラインによることが可能であり、手続のオンライン化を積極的に進められたい旨の通知を发出しており、引き続きオンラインでの手続の普及に向け、周知等に取り組んでまいります。	

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
						必要な部数の提出があったものとされますので、オンラインにより建築物エネルギー消費性能確保計画を提出する際に複数部数の提出は不要です。			
5		⑤ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき建築物省エネルギー確保計画の届出手続きのオンライン化について	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき（以下、「建築物省エネ法」という。）、住宅部分の床面積が300㎡以上である建築物（以下、「特定建築物」という。）の新築、増築、改築をしようとするとき、工事着工の21日前までに建築物省エネルギー確保計画（以下、「届出に係る省エネ計画」という）を所管行政庁に届け出なければならないとされている。届出に係る省エネ計画が省エネ基準に適合しない場合は、必要に応じ、所管行政庁が指示・命令できるとされている。届出に係る省エネ計画に関する書類は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（以下、「建築物省エネ法施行規則」）で、計画書の正本及び副本に仕様書や機器表、各階平面図などを添えたものと規定されている。これらの書類については、届出の際に紙媒体で提出するしか方法がない。マンション(書類上名：共同住宅)の場合は、現状、各住戸毎に計算書を出力ことになるため、何百枚という書類が必要となる。昨今、タワーマンションなど大規模化が進んでおり、また今後、すべての新築住宅に省エネ基準適合への義務付けが拡大していくことを考えると、さらに手続き上の負担が拡大していくと思われる。このため実態を把握したうえで、申請手続きの円滑化の観点から、届出に係る書類について、オンラインによる申請等が可能であること、また、オンライン申請の際には、正副2部の提出が必要ないことがわかるよう法令上に規定することで実効性を担保していただきたい。		国土交通省	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項の規定により届出をする際の提出書類として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第12条において、届出書の正本及び副本並びに添付図書が規定されています。当該届出については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、これらの書類の提出に代えてオンラインにより行うことも可能となっています。また、正本及び副本など複数部数を提出することとされている場合でも、デジタル手続法第6条第2項の規定により、電子ファイル1つの提出をもって必要な部数の提出があったものとされますので、オンラインにより届出をする際に複数部数の提出は不要です。	・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第19条第1項 ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第12条、第13条の2 ・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条	現行制度下で対応可能	令和3年1月に、届出書の提出を含む本法に基づく手続はオンラインによることが可能であり、手続のオンライン化を積極的に進められたい旨の通知を发出しており、引き続きオンラインでの手続の普及に向け、周知等に取り組んでまいります。

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果				
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
6	⑤	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合性判定業務等を使用する建築物エネルギー消費性能基準の算出プログラムの不具合の解消について	省エネ適合性判定で用いる技術的基準「建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）」は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項で定められている。ただし、建築物エネルギー消費性能基準の算出方法は、手計算で行うことは困難であることから、国立研究開発法人建築研究所（以下、「建築研究所」という。）ホームページ上に設けられた計算プログラムで行うこととマニュアル（「建築省エネ法に係る適合義務（適合性判定）・届出マニュアル（平成29年4月時点版）」）等に明記されている。 建築研究所のプログラムは、年2回のプログラムの更新や随時の不具合の見直しが行われているが、プログラム更新のたびに明らかにおかしなバグがある入力シートが使用されていることが、何度もあった。 例えば、入力設定について、空欄状態では計算されず、0入力しないと計算されないという入力箇所があれば、そうではない入力箇所もあり、統一されていなかったり、また、表示設定について、下二桁表示が求められているのに、下一桁設定や下三桁設定になっていたり、さらには、行を追加すると数式がズレてしまうシートもあった。 現在もプログラムの更新のたびに入力シートの初歩的な不具合が発生しており、省エネ基準への適合性の確認に多大な労力がかかっている。このため、建築研究所等での作成実態を把握し、発生したバグ事例を横展開して、次に発生しないよう所内で横展開される仕組み作りを、国土交通省から要請いただきたい。		国土交通省	エネルギー消費性能に係る計算支援プログラムは、建築主等による建築物エネルギー消費性能基準等への適合性確認等に活用できるよう、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が整備している計算支援プログラムです。本プログラムについては、法令等に基づく制度・省エネ基準の改正状況等を踏まえて順次見直し、更新を行っております。 本プログラムの更新に当たっては、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所による検討体制において事前に内容を確認しているほか、不具合の早期把握・修正のため、正式版公開前の一定期間（数か月程度）、次期更新版（試行版）プログラムとして公開し、報告された不具合については、正式版の公開前に修正を行っているところです。	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）	現行制度下で対応可能	いただいたご意見について、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所と共有し、入力シート等の内容についての事前チェックの強化を図り、早期の不具合情報の収集・修正に努めてまいります。	
7	⑤	電力の環境価値訴求における国際的な証書の活用	電気事業法施行規則第3条の12第2項のもとで発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという価値を証明する証書として、非化石証書のほかに「これに準ずるもの」という項目を追加し、小売電気事業者が小売供給する電気の環境価値を証明できるものとして非化石証書以外の証書の指定をできるようにすべきである。そのうえで、国際的な再生可能エネルギー証書であるI-REC（International Renewable Energy Certificate）を指定し、小売供給に使用できるようにすべきである。	小売電気事業者が小売供給契約を締結するにあたって、小売電気事業者は需要家に対して小売供給に係る料金やその他の供給条件を説明しなければならない。この説明の際、販売する電気が再生可能エネルギーであることやCO2排出量が少ないことといった環境価値を主張するには、その主張に対応した非化石証書を取得し使用する必要がある。この非化石証書は高度化法施行規則第4条第1項第2号に定義されるものであり、I-RECなどの国際的な再生可能エネルギー証書は小売供給する電気環境価値を主張する目的として使用することはできない。 現状、非化石証書には産地価値や特定電源価値が含まれておらず、電源属性証明手段として国際的な再生可能エネルギー証書を調達したい等の需要家のニーズがある。本提案により、小売電気事業者が供給する電気メニューが多様化するとともに、需要家が国際的な再生可能エネルギー証書で証明される環境価値を取得する機会に拡大に寄与すると期待される。		経済産業省	小売電気事業者が環境価値を訴求する際には、高度化法施行規則第4条第1項第2号に定義される「非化石証書」以外の使用は認められておらず、したがって国際的な証書の活用も不可です。	電気事業法第2条の13第1項 電気事業法施行規則第3条の12第2項	検討を予定	小売電気事業者が環境価値を説明する際の利便性を向上させるためには、非化石証書制度自体の変更で足り、現時点において敢えてその他の証書の活用を認める必要性は薄いと考えますが、今後のニーズの高まりいかんでは、検討に値すると思います。なお、その場合であっても、どのような証書を追加するべきかは、その際の議論によると思います。

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
8		⑤ 温対法SHK制度における証書の利用拡大	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する法令に定める「国内認証排出削減量」又は「非化石電源二酸化炭素削減相当量」として、国際的に利用される証書であるI-REC (International Renewable Energy Certificate) によって削減された二酸化炭素の削減量を活用できるように定めるべきである。これにより、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）にI-RECが使用できるようになり、国際的なイニシアティブへの対応や脱炭素経営に取り組む企業の証書調達の選択肢や利便性が向上することになる。	SHK制度における調整後温室効果ガス排出量の算定時、「国内認証排出削減量」及び「非化石電源二酸化炭素削減相当量」をその排出量から減算することができる。しかし、現行のSHK制度において排出量から減算できる証書は、「国内認証排出削減量」についてはグリーン電力証書・グリーン熱証書、「非化石電源二酸化炭素削減相当量」については非化石証書に限られている。そのため、国際的に利用される証書であるI-RECによる減算は認められておらず、国際的なイニシアティブの取組み（例えばGHGプロトコルに基づく報告やRE100・SBT等）を達成するためにI-RECを調達した企業は、SHK制度に基づく報告においてはその証書を排出量の減算に使用することができない。国際的に気候変動への対応が求められるところ、企業が脱炭素経営を推進して評価されるためには国際的なイニシアティブへの対応は不可欠である。したがって、国際的な基準によって環境価値の化体が認められ、同一の電気に対して複数発行されることが防止される等の適切な制度のもとで運用される証書については、国内における報告制度でも極力使用できることが望ましい。本提案により、国際的に利用される証書が国内のSHK制度のもとでも排出量の減算に活用できるようになれば、国内企業の証書調達の利便性の向上や選択肢の増加に資する。同時に、国際的に利用される証書を取得する企業にとっては、SHK制度で報告する排出量の削減と、国際的な評価の向上を両立させることができる。	環境省	温室効果ガスの算定・報告・公表制度においては、証書は電気や熱の属性を証明するもので、再生可能エネルギー由来の電力量・熱量を「kWhやkJ」単位で認証し、購入者は他者から供給された電力や熱の属性を、別途調達した証書で上書きするものとして、非化石証書・グリーン電力証書・グリーン熱証書のみ使用が可能となっております。	地球温暖化対策の推進に関する法律第26条、温室効果ガス算定排出量等に関する命令第1条及び第4条	検討を予定	本制度では国際的な算定ルールの動向等を踏まえ、算定方法の見直しをしております。使用できる証書等の取扱いにつきましては、他の制度における対応状況や、算定事業者のニーズも踏まえ、必要な検討をしてまいります。
9		⑤ 工場立地法における太陽光発電設備の付属設備と定置用蓄電池の取扱いの明確化について	1. 太陽光発電設備（本体）が正常に機能するための密接不可分な設備等（例えば、受変電設備、交直変換装置等）であって、地上に設置されるものが、工場立地法上の「緑地以外の環境設備」である「太陽光発電施設」（工場立地法施行規則第4条）に含まれるという解釈でよいか回答いただきたい。 2. 下記①～③について、新たに「緑地以外の環境設備」に含まれることを明確化（工場立地法施行規則第4条への追記等）していただきたい。 ①屋根上に設置される太陽光発電設備に併設して地上に設置する定置用蓄電池（本体） ②①の定置用蓄電池（本体）が正常に機能するための密接不可分な設備等（例えば、受変電設備、交直変換装置等）であって、地上に設置されるもの ③①の定置用蓄電池（本体）及び②の設備等の保守のために必須の地上スペース	1. 工場立地法上の「緑地以外の環境設備」である「太陽光発電施設」の解釈について 工場において、PPAや施設内エネルギーマネジメントを目的に、太陽光発電設備を設置する事業が進んでいるが、太陽光パネル自体は屋根上に設置するものの、屋根上はスペースが限られるため、地上部分にそれが正常に機能するための密接不可分な設備等（例えば、受変電設備、交直変換装置等）を置くことにならざるを得ない場合が多い。 この点、工場立地法では工場立地法施行規則第4条で太陽光発電施設については屋外運動場や広場、噴水等と並んで「緑地以外の環境設備」に位置づけられている。この太陽光発電施設について、太陽光発電設備が正常に機能するための当該設備等も当然、含まれると思われるが、工場立地法では明確な記載がないため自治体も判断に迷うといったことがあるため確認したい。 2. 定置用蓄電池の重要性と工場への導入に係る課題 カーボンニュートラルの実現に向けて定置用蓄電池の活用が重要となっており、近年、発電所に併設される系統側蓄電池だけでなく、工場や商業設備、マンション等への定置用蓄電池の導入が進みつつある。 具体的には、定置用蓄電池は、再エネ発電設備で発電された電力の有効活用や災害・BCP対策だけでなく、電力需給調整(DR)や時間帯ごとの電力価格差を利用した電力市場取引による収益獲得等新たな用途も拡大しており、ますます導入の必要性が高まっている。 一方、工場立地法施行規則第3条、第4条では、工場における「緑地」と「緑地以外の環境設備」が定義され、「緑地」と「緑地以外の環境設備」を合わせて敷地面積の25%としなければならないとされている（工場立地における準則第3条）。 しかし一般的に工場の敷地内には、多数の生産施設・建築物等が配置されており、当該非常に限られた敷地の中で敷地面積の25%を既存の緑地及び緑地以外の環境施設で埋めた上で、更に定置用蓄電池のスペースを確保することは難しく定置用蓄電池の導入を断念する事業者がいる。 （提案の許容性） 平成22年6月30日の省令改正の際は、太陽光発電施設について、緑地や緑地以外の環境施設に含めることが議論され、結果的には、緑地以外の環境施設として追加されたと認識している。 また、緑地以外の環境施設に含まれるとされた理由として、「太陽光発電施設の位置付け等について（案）」（平成22年2月産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会）では、以下(1)～(3)の点が挙げられているが、当該内容は定置用蓄電池においても当ては	経済産業省	工場立地法とは、工場立地の段階から周辺の生活環境との調和を保つ基盤（緑地等）を整備し、公害の発生をしにくくする体制を整えさせることにより、早い段階での生活環境の保全を図ることを目的とした法律です。 本法に基づき、一定規模以上の工場等の新增設を行う際には、生産施設（製造ライン、発電施設等）や緑地等の環境施設（芝生、太陽光発電設備等）の整備状況について、工場等が立地する市区町村に対し届出を行う必要があります。 緑地外の環境施設については、同法施行規則において以下のとおり定められております。 ○緑地以外の環境施設（施行規則第4条） 次の各号に掲げる土地又は施設であつて工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。 一次に掲げる施設の用に供する区画さ	工場立地法第4条、工場立地法施行規則第4条、運用例規集1-5-1-1、1-5-1-2、1-5-2-7	現行制度下で対応可能	1. 工場立地法施行規則第4条における「太陽光発電施設」について、工場立地法運用例規集1-5-2-7に記載する用語の解釈において「太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置」としていることを踏まえ、太陽光発電設備が正常に機能するための密接不可分な設備等は「太陽光発電施設」に含まれると解釈します。 2. 「緑地以外の環境施設」に①～③が含まれるかについては、提案の内容を踏まえれば、一般的には工場立地法施行規則第4条第一号に規定する「工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与する」と認められ、「緑地以外の環境施設」に含まれるものと考えられます。具体的には、工場立地法運用例規集1-5-1-2に記載するとおり、当該施設が周辺の地域が抱えている課題の解決や工場と周辺の地域との融和に資すると認められるような利用がなされるものであれば、「緑地以外の環境施設」に該当するものとして工場立地法に基づく届出等の事務を行う市町村にて受理されることとなります。

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
				<p>まり、かつ定置用蓄電池は、この太陽光発電施設の機能をより強化・補完するものと考えられるため、定置用蓄電池も少なくとも「緑地以外の環境施設」に含まれることを法令等で明文化することは可能と考えられる（具体的には、例えば、太陽光発電施設と同様、工場立地法施行規則に定置用蓄電池を明記する等）。</p> <p>以下、「太陽光発電施設の位置付け等について（案）」のP8の「4）太陽光発電施設が持つ機能と効果について」に記載されている太陽光発電施設が「緑地以外の環境施設」として認められた理由（(1)～(3)）と太陽光発電設備に併設される定置用蓄電池がそれと同様の機能・効果を有し、かつ当該太陽光発電施設の機能を強化・補完する理由を下記に記載する。</p> <p>(1)「・火力等その他の自家発電施設に比べて発電時のCO2排出や騒音等の環境負荷が少なく、例えば工場内における自家発電施設を代替した場合においては、CO2排出量の削減効果が見込まれる。」 ⇒太陽光発電施設と定置用蓄電池を併用することで、太陽光発電が良く発電する日中に発電した電力を貯めておき夕方や夜間に使用する、又は休日等に発電した電量を平日の工場稼働時に使用するということが可能となり、CO2を排出しない再エネ電力の最大限の有効活用が図られる。</p> <p>(2)「災害時に太陽光発電施設が設置される工場を開放することで、周辺住民が当該施設を非常電源として使用することが可能であることから、周辺地域に対して防災・保安効果が見込まれる。」 ⇒災害発生時、曇りや雨の日や夜間においては、太陽光発電施設は発電できないが、定置用蓄電池を併設することで、太陽光発電施設で発電した電気を貯めておき、そういった日においても周辺住民の非常用電源として使用することが可能となり、防災・保安効果が大きく向上する。</p> <p>(3)「・太陽光発電施設が設置されることで、地域住民の中で「環境対策に意識の高い企業である」との認識が醸成され、工場が存在することで生じうる不安感を減じる効果がある。また、当該地域全体の環境貢献にかかるイメージ向上にも寄与する等、地域社会における融和効果も期待される。」及び「・地域住民に開放し、見学を受け入れるなどによって、周辺地域における低炭素社会構築等、環境意識向上への啓蒙効果といった心理面での効果が期待される。」 ⇒上記(1)で記載した理由により、定置用蓄電池もこの(3)の点を満たすと考えられる。この点、各種報道、公共放送等でも脱炭素に向けて定置用蓄電池の活用が重要という旨が周知されており、定置用蓄電池の環境貢献イメージや環境意識向上への啓蒙効果といった心理面での効果が期待される。</p> <p>（参考）日経新聞「蓄電池、再エネ普及へなぜ重要？」（2022年1月27日）： https://www.nikkei.com/article/DGXZQODL2690ZOW2A120C2000000/ NHKのHP：脱炭素は蓄電池がカギ！： https://www3.nhk.or.jp/news/special/sakusakuzeizai/20211118/451/</p> <p>なお、「提案の具体的内容」欄に記載の①～③に必要な面積を合計しても、工場の敷地全体に占める面積は一般的に0.1%～1%程度と非常に小さく、「緑地以外の環境施設」が過度に増加するわけではなく、その影響は小さい。（もっとも、敷地面積に対する占有面積が小さいといっても、当該工場の敷地には他の多数のもの（生産施設・建築物等）が密集して配置されているため、緑地を完全に避けて定置用蓄電池を設置するのもこれまた困難な場合が多いため要望するもの。）</p> <p>（参考）「提案の具体的内容」欄に記載の③のスペースは下記の用途に使用される。 ・電気事業法第42条及び電気事業法施行規則第50条に基づく、事業用電気工作物を設置する者に求められる「保安規程」で策定した巡視点検測定及び手入基準で定められた項目（週次点検や月次点検、1年毎に1日～2日実施する停電点検、および設備設置後6年目12年目等に実施される大規模定期点検も含む） ・突発的な設備故障の際の復旧作業（重機の搬入が必要となるケースもある。） ・万が一の火災発生時の消火活動のためのスペース（消防法第十条④：危険物の規制に関する政令第九条二、又は火災予防条例(例)：自消甲予発第73号 昭和36年11月22日第31条の3第2項で求められる空地） なお、消防法や火災予防条例では、指定数量0.2倍以上の蓄電池（主として業務・産業用）は危険物とされており、蓄電池周辺に可燃物（芝生、木々など含む）を設置できないことから（消防法第十条④：危険物の規制に関する政令第九条第1項第二号又は火災予防条例(例)第31条の3第2項）、これら保守スペースを緑地しておくことはできないため、この保守スペースを含めて要望する。</p>	<p>れた土地（緑地と重複する部分を除く。） イ 噴水、水流、池その他の修景施設 ロ 屋外運動場 ハ 広場 ニ 屋内運動施設 ホ 教養文化施設 ヘ 雨水浸透施設 ト 太陽光発電施設 チ イからトに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの ニ 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く。）</p> <p>緑地等の環境施設の整備については、国が定める基準（工場立地に関する準則）に基づき、緑地を含む環境施設を工場の敷地面積に対して25%以上整備すること及び25%のうち20%は緑地で整備することが義務付けられています。 市町村は、工場立地法第4条の2に基づき、地域の実情に応じて国が定める基準に代えて適用すべき基準を条例で定めることができます。 加えて、緑地含む環境施設について、対象工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案して、その地域生活環境の保持に最も寄与するよう、対象工場の敷地面積に対して15%以上を対象工場の敷地の周辺部に配置することも義務付けられています。 準則に適合しない場合は、市町村長は是正の勧告、勧告に従わない場合は変更命令（罰則あり）を実施します。</p>			<p>解釈の明確化については、経済産業省で公開している「工場立地法FAQ集」に①～③の点を記載し、さらなる情報発信に努めて参ります。</p>	

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
10		⑤ 太陽光発電設備と定置用蓄電池を商業施設等に設置する場合の緑化規制上の取扱の明確化	都市緑地法の運用指針において、商業施設等に設置される下記①～④について、緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合は、市区町村長は、当該蓄電池を都市緑地法第35条第2項第2号の要件に該当するものとして認め、許可することが考えられる旨を追記し、各自治体に周知して欲しい。 ①屋根上に設置される太陽光発電設備（本体）が正常に機能するための密接不可分な設備等（例えば、受変電設備、交直変換装置等）であって、地上に設置されるもの ②屋根上に設置される太陽光発電設備に併設される定置用蓄電池（本体）であって、地上に設置されるもの ③②の定置用蓄電池（本体）が正常に機能するための密接不可分な設備等（例えば、受変電設備、交直変換装置等）であって、地上に設置されるもの ④②の定置用蓄電池（本体）及び③の設備等の保守のために必須のスペース	（概要と課題） カーボンニュートラルの実現に向けて太陽光発電設備と定置用蓄電池の設置が進んでおり、発電所などに併設される系統側蓄電池だけでなく、電気を使用する側の商業施設（例えば、スーパーや大規模ショッピングモール等）にも導入が進みつつある。これは敷地内の建築物の屋根に太陽光発電設備設備等の再エネ発電設備を設置し自家消費や余剰売電を行っている者が再エネで発電した電気を定置用蓄電池に貯め、電力需給の調整を行うことによって、再エネ電力の有効活用を行う目的に加えて、地震や台風などの災害時に停電が発生した場合に貯めておいた電気を使用することが目的である。 一方、都市緑地法に基づく緑化地域制度では一定規模以上の敷地面積に建てる建築物の緑化率の最低限度の上限は原則「敷地面積の25%」であり、太陽光パネルについては屋根上に設置するものの、屋根上はスペースが限られるため、地上部分にも太陽光パネルが正常に発電できるようにするための密接不可分な設備等（例えば、受変電設備、交直変換装置等）並びに定置用蓄電池及びそれと密接不可分な設備等（例えば、受変電設備、交直変換装置等）を設置することとなるが、その地上スペースについても限界があり、当該設備等を設置することで、これまで自治体と合意していた緑化率の維持が困難となり、当該設備の設置計画を断念するケースがある。 （太陽光発電設備について都市緑地法に記載する必要性と許容性） 太陽光発電設備及び付属設備は発電時にCO2を発生しないクリーンな発電設備であり、緑化地域制度の趣旨（参考1参照）の1つには、地球温暖化防止のためのCO2の吸収・削減の趣旨があるが、CO2が発生しないという点においてこれに合致するものである。 （定置用蓄電池について、都市緑地法に記載する必要性と許容性） ①定置用蓄電池は、太陽光発電設備などのCO2を発生させない再エネ発電設備で発電された電力の有効活用につながるため、CO2の削減に大きく貢献する。つまり、太陽光発電等の再エネは、時間帯により出力が変動するため、各エリアの電力の需要量と供給量のバランスを保つ観点から、各エリアの一般送配電事業者により出力抑制を指示されてしまう事態が全国で生じており、再エネで発電した電力が無駄になってしまっている現状がある。ここで、定置用蓄電池を導入すると、日中など太陽光発電がよく発電する一方、需要の少ない時間帯に貯めた電力を夕方など電力需要がひっ迫する時間帯に蓄電池から放出することで、再エネ電力を無駄にせず有効活用しつつ、電力全体の需給バランスの維持にも貢献できる。定置用蓄電池はこの点で、再エネ普及の切り札といえるものであり、我が国が目指す2050年カーボンニュートラルに不可欠のものである。	国土交通省	○都市緑地法第34条に基づき、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について、都市計画に、緑化地域を定めることができます。 ○緑化地域に関する都市計画には、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）の面積の敷地面積に対する割合の最低限度を定めています。	都市緑地法第34条、第35条第2項第2号	検討を予定	先般の運用指針の改正に係る運用の状況を踏まえ、検討を行います(この際、具体的に支障が生じている点や緑化が困難な理由など必要な点を把握し、検討していくこととなります)。

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
				<p>この点、緑化地域制度の趣旨（参考1参照）の1つには、地球温暖化防止のためのCO2の吸収・削減の趣旨があるが、上記の観点から、定置用蓄電池もCO2の削減に大きく貢献するものである。これは、既に都市緑地法の運用指針に記載の商業施設におけるEV充電器（参考2参照）と同様の位置づけである。</p> <p>(2)定置用蓄電池は台風や地震などの災害時に停電が発生した場合に貯めておいた電気を使用することで、災害時でも、商業施設の営業の継続に貢献し、災害レジリエンスの観点でも非常に有効なものである。</p> <p>(3)「提案の具体的内容」欄に記載の②～④に必要な面積を合計しても、この定置用蓄電池設置に必要な面積は、各商業施設により多少異なるが、概ね敷地面積に対して0.1%程度～2%程度と非常に小さい割合であり、また、①についても、同様に非常に小さい割合であるため、緑地への影響は最小限である。（なお、敷地面積に対する占有面積が小さいといっても、当該商業施設の敷地には他の多数のもの（例えば、駐車場や、建築物等）が密集して配置されているため、緑地を完全に避けて蓄電池を設置するのにもこれまた困難な場合が多いため要望する。）。</p> <p>（参考1）都市緑地法に基づく制度の手引き（国土交通省）抜粋 https://www.mlit.go.jp/common/001341501.pdf 都市の緑は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収し、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保、都市の防災機能の向上、良好な生活環境の創出などの多様な機能を発揮します。</p> <p>（参考2）都市緑地法運用指針（令和5年9月27日改正版） 9 緑化地域制度 (5) 緑化率規制 ウ部分 https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001442601.pdf 「カーボンニュートラルの実現の観点から電気自動車の普及を図る上で、市街地においては、自家用車での来訪が想定される商業施設等における電気自動車用の充電器の設置が求められている（カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備についての提言（再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 令和4年11月））。当該商業施設等の建築物の敷地への電気自動車の充電器等の設置に当たり、緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該建築物を法第35条第2項第2号の要件に該当するものとして認め、許可することが考えられる。」</p> <p>（参考3）「提案の具体的内容」欄に記載の「④②の定置用蓄電池（本体）及び③の設備等の保守のために必須のスペース」については、下記の用途に使用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法第42条及び電気事業法施行規則第50条に基づく、事業用電気工作物を設置する者に求められる「保安規程」で策定した巡視点検測定及び手入基準で定められた項目（週次点検や月次点検、1年毎に1日～2日実施する停電点検、および設備設置後6年目12年目等に実施される大規模定期点検も含む） ・突発的な設備故障の際の復旧作業（重機の搬入が必要となるケースもある。） ・万が一の火災発生時の消火活動のためのスペース（消防法第十条④：危険物の規制に関する政令第九条二、又は火災予防条例(例)：自消甲予発第73号 昭和36年11月22日第31条の3第2項で求められる空地） <p>なお、消防法や火災予防条例では、指定数量0.2倍以上の蓄電池（主として業務・産業用）は危険物とされており、蓄電池周辺に可燃物（芝生、木々など含む）を設置できないことから（消防法第十条④：危険物の規制に関する政令第九条第1項第二号又は火災予防条例(例)第31条の3第2項）、これら保守スペースを緑地しておくことはできないため、この保守スペースを含めて要望する。</p>					

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
11	⑤	緑化地域制度におけるEV充電器に併設される蓄電池の取り扱いについて	都市緑地法運用指針の9緑化地域制度（5）緑化率規制 ウ部分の記載における『EV充電器「等」』の解釈については、当該EV充電器と一体で密接不可分なものとして運用される受電設備は『EV充電器「等」』に含まれると解釈されている。加えて、EV充電器に併設され、EV充電器へ電力供給するために、当該EV充電器と一体で密接不可分なものとして運用される蓄電池についても同様に、『EV充電器「等」』に含まれるという解釈であることを確認したい。	EV用充電器について、近年、蓄電池を併設することで、電力需給ひっ迫時にピークシフトのために一旦蓄電池にためておき、蓄電池からEVに給電するといった使い方や地震や台風等の災害時（停電発生時）でもEVへの充電を可能とするため、蓄電池にためておいた電気をEV充電器に供給するといったEV充電器が導入されつつある。 令和5年9月27日に改正された都市緑地法運用指針の9緑化地域制度（5）緑化率規制 ウ部分の記載において、「EV充電器等を設置する際、市区町村長は施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には緑化率規制の適用除外と認め許可することが考えられる。」という内容が明記された。この9緑化地域制度（5）緑化率規制 ウ部分の記載中、『EV充電器「等」』とは充電器本体に加えて、受電設備も付属設備として含まれると解釈されている。 一方、こうしたEV充電器に併設された蓄電池については付属設備として、「等」で読めるか明確ではないため、自治体が都市緑地法の運用を行うに当たって、都市緑地法運用指針の当該部分の考え方について判断に迷う場合が想定される。 EV充電器に併設される蓄電池は電力需給ひっ迫時にピークシフトだけでなく、特に災害時の安定的な充電を確保するために必須の機能を有することから、EV充電器との関係で密接不可分のものといえる。 そこで都市緑地法運用指針9緑化地域制度（5）緑化率規制 ウ部分の「EV充電器等」にEV充電器の付属設備として蓄電池も含まれるという解釈でよいか念のため確認したい。 （参考）都市緑地法運用指針（令和5年9月27日改正版）P43 9緑化地域制度（5）緑化率規制 ウ部分 https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001442601.pdf 「カーボンニュートラルの実現の観点から電気自動車の普及を図る上で、市街地においては、自家用車での来訪が想定される商業施設等における電気自動車用の充電器の設置が求められている（カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備についての提言（再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 令和4年11月））。当該商業施設等の建築物の敷地への電気自動車の充電器等の設置に当たり、緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該建築物を法第35条第2項第2号の要件に該当するものとして認め、許可することが考えられる。」	国土交通省	令和5年9月に都市緑地法運用指針の改正を行い、電気自動車の充電器等（以下「EV充電器等」という。）の設置時に緑化率の達成が困難な場合において、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、緑化地域の規制の適用除外とすることを認め、許可することが考えられる旨を指針上明確にし、その旨、通知を发出了しました。	都市緑地法第35条第2項第2号 都市緑地法運用指針9緑化地域制度（5）緑化率規制ウ	現行法制下 で対応可能	EV充電器に併設され、EV充電器へ電力供給するために、当該EV充電器と一体で密接不可分なものとして運用される蓄電池について、『EV充電器「等」』に含まれません。
12	⑤	定置用蓄電池を商業施設等や集合住宅等に設置する場合の緑化規制上の取扱の明確化	都市緑地法運用指針の9「緑化地域制度」（5）「緑化率規制」の部分について、新たに、商業施設等や集合住宅に設置される定置用蓄電池設備に係る下記①～③について、緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合は、市区町村長は、当該①～③を都市緑地法第35条第2項第2号の要件に該当するものとして認め、許可することが考えられる旨を追記し、各自治体に周知して欲しい。 ①定置用蓄電池（本体） ②定置用蓄電池（本体）が正常に機能するための密接不可分な設備等（例えば、受変電設備、交直変換装置等） ③定置用蓄電池（本体）及びそれが正常に機能するための密接不可分な設備等の保守のために必須のスペース	（概要と課題） カーボンニュートラルの実現に向けて定置用蓄電池の設置が進んでおり、近年、発電所などに併設される系統側蓄電池だけでなく、商業施設等（例えば、スーパーや大規模ショッピングモール、企業の事務所、バスの運行施設等）や集合住宅（マンション等）にもこの定置用蓄電池の導入が進みつつある。これは敷地内の建築物の屋根に太陽光発電設備設備等の再エネ発電設備を設置し自家消費や余剰売電を行っている者が再エネで発電した電気を定置用蓄電池に貯め、電力需給の調整を行うことによって、再エネ電力の有効活用を行う目的に加え、地震や台風などの災害時に停電が発生した場合に貯めておいた電気を使用する目的である。 一方、都市緑地法に基づく緑化地域制度では建築物の緑化率の最低限度の上限は原則「敷地面積の25%」であり、新たに定置表蓄電池を設置することで、これまで自治体と合意していた緑化率の維持が困難となり、定置用蓄電池の設置計画を断念するケースがある。 （「提案の具体的内容」欄の定置用蓄電池に係る①～③について、都市緑地法運用指針に記載する必要性と許容性） 1. 定置用蓄電池は、太陽光発電設備などのCO2を発生させない再エネ発電設備で発電された電力の有効活用につながるため、CO2の削減に大きく貢献する。つまり、太陽光発電等の再エネは、時間帯により出力が変動するため、各エリアの電力の需要量と供給量のバランスを保つ観点から、各エリアの一般送配電事業者により出力抑制が指示されてしまう事態が全国で生じており、再エネで発電した電力が無駄になってしまっている現状がある。ここで、定置用蓄電池を導入すると、日中など太陽光発電がよく発電する一方、需要の少ない時間帯に貯めた電力を夕方など電力需要がひっ迫する時間帯に蓄電池から放出することで、再エネ電力を無駄にせず有効活用しつつ、電力全体の需給バランスの維持にも貢献できる。定置用蓄電池はこの点で、再エネ普及の切り札といえるものであり、我が国が目指す2050年カーボンニュートラルに不可欠のものである。 この点、緑化地域制度の趣旨（参考1参照）の1つには、地球温暖化防止のためのCO2の吸収・削減の趣旨があるが、上記の観点から、定置用蓄電池もCO2の削減に大きく貢献するものである。これは、既に都市緑地法の運用指針に記載の商業施設におけるEV用充電器（参考2参照）と同様の位置づけである。 2. 定置用蓄電池は台風や地震などの災害時に停電が発生した場合に貯めておいた電気を使用することで、災害時でも、集合住宅での日常生活の維持や商業施設の営業の継続に貢献し、災害レジリエンスの観点でも非常に有効なものである。 3. この定置用蓄電池設置に係る「提案の具体的内容」欄に記載の①～③に必要な面積を合計しても、（各商業施設等や集合住宅により多	国土交通省	○都市緑地法第34条に基づき、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について、都市計画に、緑化地域を定めることができます。 ○緑化地域に関する都市計画には、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）の面積の敷地面積に対する割合の最低限度を定めています。	都市緑地法第34条、第35条第2項第2号	検討を予定	先般の運用指針の改正に係る運用の状況を踏まえ、検討を行います（この際、具体的に支障が生じている点や緑化が困難な理由など必要な点を把握し、検討していくこととなります）。

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
				<p>少異なるが、)概ね敷地全体の面積に対して0.1%程度～2%程度と非常に小さい割合であり、緑地への影響は最小限である。(なお、敷地面積に対する占有面積が小さいといっても、当該商業施設等や集合住宅の敷地には他の多数のもの(例えば、駐車場や、建築物等)が密集して配置されているため、緑地を完全に避けて蓄電池を設置するのもこれまた困難な場合が多いため要望するもの。)</p> <p>(参考1)都市緑地法に基づく制度の手引き(国土交通省)抜粋 https://www.mlit.go.jp/common/001341501.pdf 都市の緑は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収し、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保、都市の防災機能の向上、良好な生活環境の創出などの多様な機能を発揮します。</p> <p>(参考2)都市緑地法運用指針(令和5年9月27日改正版) 9緑化地域制度 (5)緑化率規制 ウ部分 https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001442601.pdf 「カーボンニュートラルの実現の観点から電気自動車の普及を図る上で、市街地においては、自家用車での来訪が想定される商業施設等における電気自動車用の充電器の設置が求められている(カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備についての提言(再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 令和4年11月))。当該商業施設等の建築物の敷地への電気自動車の充電器等の設置に当たり、緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状態等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該建築物を法第35条第2項第2号の要件に該当するものとして認め、許可することが考えられる。」</p> <p>(参考3)「提案の具体的内容」欄に記載の「③定置用蓄電池(本体)及びそれが正常に機能するための密接不可分な設備等の保守のために必須のスペース」については、下記の用途に使用される。 ・電気事業法第42条及び電気事業法施行規則第50条に基づく、事業用電気工作物を設置する者に求められる「保安規程」で策定した巡視点検測定及び手入基準で定められた項目(週次点検や月次点検、1年毎に1日～2日実施する停電点検、および設備設置後6年目12年目等に実施される大規模定期点検も含む) ・突発的な設備故障の際の復旧作業(重機の搬入が必要となるケースもある。) ・万が一の火災発生時の消火活動のためのスペース(消防法第十条④:危険物の規制に関する政令第九条二、又は火災予防条例(例):自消甲予発第73号 昭和36年11月22日第31条の3第2項で求められる空地) なお、消防法や火災予防条例では、指定数量0.2倍以上の蓄電池(主として業務・産業用)は危険物とされており、蓄電池周辺に可燃物(芝生、木々など含む)を設置できないことから(消防法第十条④:危険物の規制に関する政令第九条第1項第二号、or火災予防条例(例)第31条の3第2項)、これら保守スペースを緑地にしておくことはできないため、この保守スペースを含めて要望する。</p>					

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
13	⑤	工場における定置用蓄電池の緑地の緑地の明確化について	<p>1. 下記①及び②のいずれの場合も、定置用蓄電池が工場立地法における「緑地以外の環境施設」に含まれることを法令等で明文化してほしい。</p> <p>①太陽光発電施設に併設する形で定置用蓄電池を設置する場合 ②太陽光発電施設に併設しない形で定置用蓄電池を単体で設置する場合</p> <p>なお、上記において、「定置用蓄電池」とは、定置用蓄電池（本体）に加え、下記1）及び2）を含むものとする。</p> <p>1）定置用蓄電池（本体）が正常に機能するための密接不可分な設備等（例えば、受変電設備、交直変換装置等） 2）定置用蓄電池（本体）及びそれが正常に機能するための密接不可分な設備等の保守のために必須のスペース</p>	<p>（定置用蓄電池の重要性と工場への導入に係る課題）</p> <p>カーボンニュートラルの実現に向けて定置用蓄電池の活用が重要となっており、近年、発電所に併設される系統側蓄電池だけでなく、工場や商業設備、マンション等への定置用蓄電池の導入が進みつつある。</p> <p>また、蓄電池の利用用途についても再エネ発電設備で発電された電力の有効活用や災害・BCP対策だけでなく、電力需給調整(DR)や時間帯ごとの電力価格差を利用した電力市場取引による収益獲得等新たな用途にも拡大しており、ますます蓄電池の導入の必要性が高まっている。</p> <p>一方、工場立地法施行規則第3条、第4条では、工場における緑地と緑地以外の環境施設が定義され、緑地と緑地以外の環境施設を合わせて敷地面積の25%としなければならないとされている（工場立地における準則第3条）。</p> <p>しかし一般的に工場の敷地内には、多数の生産施設・建築物等が配置されており、当該非常に限られた敷地の中で敷地面積の25%を既存の緑地及び緑地以外の環境施設で埋めた上で、更に定置用蓄電池のスペースを確保することは難しく蓄電池の導入を断念する事業者がいる。</p> <p>（提案の許容性）</p> <p>平成22年6月30日の省令改正の際は、太陽光発電施設について、緑地や緑地以外の環境施設に含めることが議論され、結果的には、緑地以外の環境施設として追加されたこと認識している。</p> <p>また、緑地以外の環境施設に含まれるとされた理由として、「太陽光発電施設の位置付け等について（案）」（平成22年2月産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会）では、以下(1)～(3)の点が挙げられているが、当該内容は定置用蓄電池においても当てはまると考えられるため、定置用蓄電池も少なくとも「緑地以外の環境施設」に含まれることを法令等で明文化することは可能と考えられる（具体的には、例えば、太陽光発電施設と同様、工場立地法施行規則に定置用蓄電池を明記する等）。</p> <p>以下、「太陽光発電施設の位置付け等について（案）」のP8の「4）太陽光発電施設が持つ機能と効果について」に記載されている太陽光発電施設が「緑地以外の環境施設」として認められた理由（(1)～(3)）と定置用蓄電池がそれと同様の機能・効果を有する理由を左の「提案の具体的内容」欄に記載する①②の場合に分けてそれぞれ記載する。</p> <p>(1)「・火力等その他の自家発電施設に比べて発電時のCO2排出や騒音等の環境負荷が少なく、例えば工場内における自家発電施設を代替した場合においては、CO2排出量の削減効果が見込まれる。」</p> <p>①の場合 ⇒太陽光発電施設と定置用蓄電池を併用することで、太陽光発電が良く発電する日中に発電した電力を貯めておき夕方や夜間に使用する、又は休日等に発電した電量を平日の工場稼働時に使用するといったことが可能となり、CO2を排出しない再エネ電力の最大限の有効活用が図られる。</p> <p>②の場合 ⇒時間帯や気象条件により出力の変動する再エネ発電（太陽光、風力等）の設置が全国で進む中、特に日中の太陽光発電の発電量の増加により、電力需要と供給量のバランスが崩れる事態が生じている。このため、昨今、全国各エリアにおいて、一般送配電事業者から再エネ発電設備に対して、発電を止める出力抑制が指示される事態が頻発しており、再エネ設備で本来発電されるはずであった電力が無駄になってしまっている。この点、定置用蓄電池の導入が進めば、電力が余る時間帯にそれを電力系統から安い価格で購入して貯めておき、電力が不足する時間帯に放出して高く売ること、電力市場全体で、再エネ電力を有効活用でき、CO2の削減に貢献できる。（加えて、工場における収益の安定化にも貢献する。）</p> <p>(2)「災害時に太陽光発電施設が設置される工場を開放することで、周辺住民が当該施設を非常電源として使用することが可能であることから、周辺地域に対して防災・保安効果が見込まれる。」</p> <p>①の場合 ⇒災害発生時、曇りや雨の日や夜間においては、太陽光発電施設は発電できないが、定置用蓄電池を併設することで、太陽光発電施設で発電した電気を貯めておき、そういった日においても周辺住民の非常用電源として使用することが可能となり、防災・保安効果が大きく向上する。</p> <p>②の場合 ⇒災害発生前に貯めておいた電力を放出することで、太陽光発電設備が導入されていない工場においても、周辺住民の非常用電源として使用できる。</p> <p>(3)「・太陽光発電施設が設置されることで、地域住民の中で「環境対策に意識の高い企業である」との認識が醸成され、工場が存在するこ</p>	経済産業省	<p>工場立地法とは、工場立地の段階から周辺の生活環境との調和を保つ基盤（緑地等）を整備し、公害の発生をしくくする体制を整えさせることにより、早い段階での生活環境の保全を図ることを目的とした法律です。</p> <p>本法に基づき、一定規模以上の工場等の新增設を行う際には、生産施設（製造ライン、発電施設等）や緑地等の環境施設（芝生、太陽光発電設備等）の整備状況について、工場等が立地する市区町村に対し届出を行う必要があります。</p> <p>緑地外の環境施設については、同法施行規則において以下のとおり定められております。</p> <p>○緑地以外の環境施設（施行規則第4条）</p> <p>次の各号に掲げる土地又は施設であつて工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。</p> <p>一 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）</p> <p>イ 噴水、水流、池その他の修景施設 ロ 屋外運動場 ハ 広場 ニ 屋内運動施設 ホ 教養文化施設 ヘ 雨水浸透施設 ト 太陽光発電施設</p> <p>チ イからトに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの</p> <p>二 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く。）</p> <p>緑地等の環境施設の整備については、国が定める基準（工場立地に関する準則）に基づき、緑地を含む環境施設を工場の敷地面積に対して25%以上整備すること及び25%のうち20%は緑地で</p>	工場立地法第4条、工場立地法施行規則第4条、運用例規集1-5-1-1、1-5-1-2、1-5-2-7	現行制度下で対応可能	<p>1. 工場立地法施行規則第4条における「緑地以外の環境施設」に①②の場合が含まれるかについては、提案の内容を踏まえれば、一般的には工場立地法施行規則第4条第一号に規定する「工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与する」と認められ、「緑地以外の環境施設」に含まれるものと考えられます。具体的には、工場立地法運用例規集1-5-1-2に記載するとおり、当該施設が周辺の地域が抱えている課題の解決や工場と周辺の地域との融和に資すると認められるような利用がなされるものであれば、「緑地以外の環境施設」に該当するものとして工場立地法に基づく届出等の事務を行う市町村にて受理されることとなります。</p> <p>解釈の明確化については、経済産業省で公開している「工場立地法FAQ集」に①、②の点を記載し、さらなる情報発信に努めて参ります。</p>

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
				<p>とで生じうる不安感を減じる効果がある。また、当該地域全体の環境貢献にかかるイメージ向上にも寄与する等、地域社会における融和効果も期待される。」及び「・地域住民に開放し、見学を受け入れるなどによって、周辺地域における低炭素社会構築等、環境意識向上への啓蒙効果といった心理面での効果が期待される。」</p> <p>①及び②の場合双方 ⇒上記(1)で記載した理由により、定置用蓄電池もこの(3)の点を満たすと考えられる。この点、各種報道、公共放送等でも脱炭素に向けて定置用蓄電池の活用が重要という旨が周知されており、定置用蓄電池の環境貢献イメージや環境意識向上への啓蒙効果といった心理面での効果が期待される。</p> <p>(参考) 日経新聞「蓄電池、再エネ普及へなぜ重要？」(2022年1月27日)： https://www.nikkei.com/article/DGXZQODL2690ZOW2A120C2000000/ NHKのHP：脱炭素は蓄電池がカギ！：https://www3.nhk.or.jp/news/special/sakusakuzeizai/20211118/451/</p> <p>なお、「提案の具体的内容」欄に記載のこの定置用蓄電池（本体）、1）及び2）に必要な面積を合計しても、工場の敷地全体に占める面積は一般的に0.1%～1%程度と非常に小さく、「緑地以外の環境施設」が過度に増加するわけではなく、その影響は小さい。（なお、敷地面積に対する占有面積が小さいといっても、当該工場の敷地には他の多数のもの（生産施設・建築物等）が密集して配置されているため、緑地を完全に避けて定置用蓄電池を設置するのもこれまた困難な場合が多いため要望するもの。）</p> <p>(参考) 「提案の具体的内容」欄に記載の「定置用蓄電池（本体）及びそれが正常に機能するための密接不可分な設備等の保守のために必須のスペース」は下記の用途に使用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法第42条及び電気事業法施行規則第50条に基づく、事業用電気工作物を設置する者に求められる「保安規程」で策定した巡視点検測定及び手入基準で定められた項目（週次点検や月次点検、1年毎に1日～2日実施する停電点検、および設備設置後6年目12年目等に実施される大規模定期点検も含む） ・突発的な設備故障の際の復旧作業（重機の搬入が必要となるケースもある。） ・万が一の火災発生時の消火活動のためのスペース（消防法第十条④：危険物の規制に関する政令第九条二、又は火災予防条例(例)：自消甲予発第73号 昭和36年11月22日第31条の3第2項で求められる空地） <p>なお、消防法や火災予防条例では、指定数量0.2倍以上の蓄電池（主として業務・産業用）は危険物とされており、蓄電池周辺に可燃物（芝生、木々など含む）を設置できないことから（消防法第十条④：危険物の規制に関する政令第九条第1項第二号又は火災予防条例(例)第31条の3第2項）、これら保守スペースを緑地しておくことはできないため、この保守スペースを含めて要望する。</p>				<p>整備することが義務付けられています。</p> <p>市町村は、工場立地法第4条の2に基づき、地域の実情に応じて国が定める基準に代えて適用すべき基準を条例で定めることができます。</p> <p>加えて、緑地含む環境施設について、対象工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案して、その地域生活環境の保持に最も寄与するよう、対象工場の敷地面積に対して15%以上を対象工場の敷地の周辺部に配置することも義務付けられています。</p> <p>準則に適合しない場合は、市町村長は是正の勧告、勧告に従わない場合は変更命令（罰則あり）を実施します。</p>	

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
14		⑤ OVGR設置の適用除外要件の見直し	<p>特別高圧で連系する太陽光発電設備について、自家消費に特化した発電設備を設置する場合に限り、下記①又は②を措置してほしい。</p> <p>①電気設備の技術基準の解釈の解説で目安とされている5%という点について、20%程度に記載を引き上げて公表ほしい。</p> <p>②一定の要件の下、OVGRの設置を不要とできる場合を規定し、公表してほしい。</p>	<p>需要側に設置する発電設備設置に伴うOVGRの設置要件について、「電気設備の技術基準の解釈」において、受電電力量に占める発電設備の発電電力量が5%を超える場合はOVGRの設置が求められている。このOVGRは受電点側に設置する必要があり、特に特別高圧受電の場合、OVGR設備も特別高圧対応の物を用意する必要があり、非常に高額で太陽光発電設備の設置事業を断念する原因となっている。</p> <p>そこで、逆潮流を伴わない自家消費に特化した発電設備については系統への影響はないことから、「提案の具体的内容」欄に記載の措置をしてほしい。</p>	経済産業省	<p>地絡過電圧リレー（以下、OVGR）は、電力系統側で異常が発生した際に、被害拡大の防止や、事故点の復旧作業における作業員の安全を確保する目的で、分散型電源を系統から解列させるために設置を求めるものであり、逆潮流の有無とは無関係に保安上必要なものです。</p> <p>OVGRの省略要件の一つとして、分散型電源の出力が契約電力の5%程度以下であることを目安として示しておりますが、これは必須の要件としておらず、解釈の解説に記載されており、この値を超えて運用することも可能です。ただし、分散型電源の容量が大きくなると、構内負荷の変動や系統運用の状況により、確実な保護が行えない可能性があります。その点を踏まえ、連携する系統を管理する電力会社と個別調整が必要となります。</p>	電気設備の技術基準の解釈第229条、第231条 電気設備の技術基準の解釈の解説第229条、第231条	現行制度下で対応可能	<p>提案①について、電技解釈第229条の解説（229-1表※3部分）に記載の通り、分散型電源の出力が契約電力の5%を超える場合においても、構内の最低負荷に対して常に分散型電源の出力容量が小さく、系統事故時の速やかな解列を示すことが出来る場合は、その範囲内において運用することが可能です。</p> <p>提案②について、高圧連系の場合の省略要件を電技解釈第229条の229-1表の※3,11および特別高圧連系の場合の省略要件を、電技解釈第231条の231-1表※4に明記しておりますので、適宜ご参照ください。</p>
15		⑤ 大規模小売店舗立地法における、駐車場の使用変更（太陽光発電設備や蓄電池等への転用）について	<p>大規模小売店舗立地法に基づき、各自治体において設置が求められている駐車場台数（駐車マス）について、来客数等の店舗の実態上、過剰な設置台数となっており、現在、全く使用されていない駐車マスが存在する。</p> <p>事業者としては、このスペースを活用し太陽光発電設備等に置き換えたいが、自治体から当初設置した駐車マスの数から減らすことはできないと断られる事例がある。</p> <p>こうした使用されていない過剰な駐車マスについては、各自治体において、削減を認め、太陽光発電設備や蓄電池等カーボンニュートラルに資する設備に置き換える変更が認められるよう、国から各自治体に対し、通知等の発出を行い、かつ当該文書を公表してほしい。</p>	<p>・大規模小売店舗立地法上の駐車場の台数規制について、駐車台数は「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」によって設定され、地方自治体によって運用されているが、特に地方の大規模小売店舗では、利用されていない駐車場が多く、更には、長期間利用されないため封鎖されている駐車場すら存在する。</p> <p>・そこで大規模小売店舗の事業者は封鎖されている駐車場を活用するため駐車場に太陽光発電設備や蓄電池等を設置し、自家発電を行う又は自家発電で余った電気を売電する、当該発電した電気を蓄電池に貯めて電気料金の高い時間帯に使用するということを行うことで、店舗内の省エネ化、エネルギーマネジメントの効率化や収益性向上を図ろうとする取組が加速している。カーボンニュートラル観点からも、こうした大規模小売店舗の省エネ化等は非常に重要である。</p> <p>・ところが、当該事業の実施のため、当該大規模店舗が自治体に対し、使用変更を届け出た際、当初の駐車台数を見直すことを認めないといった事例がある。</p> <p>・そこで、地方の過疎化や人口減少といった流れも踏まえ、大規模小売店舗への来客者が駐車する台数の実態を正確に把握し、使用していない駐車場については、太陽光発電設備の設置等による上記有益な取組の妨げにならないよう、各自治体が定める大規模小売店舗に関する駐車場の台数規制が、適切か今一度各自治体において検討し、過剰な台数制限を課している場合は実態に即した形に改められるよう、国が技術的助言等の形で通知等の措置を行い、かつそれを公表すべき。</p>	経済産業省	<p>駐車場の位置及び収容台数の変更にあたっては、大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づき、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者が各都道府県に対する当該変更届出をあらかじめ行うことができます。</p>	大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号） 第5条第1項第5号、第6条第2項、第8条第4項 大規模小売店舗立地法施行規則（平成十一年通商産業省令第六十二号） 第3条第1項第1号 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成十九年二月一日経済産業省告示十六号）	現行制度下で対応可能	<p>駐車場の位置及び収容台数の変更にあたっては、大規模小売店舗立地法第6条に基づき、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者が各都道府県に対する当該変更届出をあらかじめ行うことで変更することができます。</p> <p>必要な手続きについては、店舗の所在地の属する都道府県及び政令指定都市に相談いただきたいと思います。</p> <p>なお、必要な駐車場台数についての考え方等は、多種多様な地域の事情を踏まえ、弾力的な判断・運用が期待されている旨記した「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」で既にお示ししているところです。</p>

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
16	⑤	一時的に駐車すること を目的としたソーラーカーポート の除外	<p>建築基準の規制について、商業施設や工場など一時的に駐車する場所の上に設置する太陽光発電設備（ソーラーカーポート）について国土交通省通知「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」（国住指第4936号平成23年3月25日）の第2の項目「土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱い」と見なして建築基準法第2条第1号の「建築物」から除外することを明確するため、国から地方公共団体に通知等を発出し、その旨周知し、かつ当該通知等の内容を公表してほしい。</p> <p>なお、仮に「建築物」に該当すると判断せざるを得ない合理的な理由がある場合であっても、カーボンニュートラルに向けた太陽光発電設備の普及の観点等を踏まえ、特例として建蔽率、容積率の規制を適用除外としてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設や工場等において、エネルギーの自家発電・自家消費・売電等のために、土地に自立した太陽光パネルを設置し、その下の空間を有効活用して駐車場として活用する取組が進んでいる。 ・また、カーボンニュートラルに向けた太陽光発電設備の設置促進等の重要性も高まっている。 ・しかし、建築物に該当してしまうと、建蔽率の規制がかかり、商業施設や工場等の敷地面積に多くのソーラーカーポートを置くことができず、商業施設や工場等における太陽光発電設備の設置の障壁になっている。 ・よって、工場や商業施設等の一時的に駐車場に太陽光発電設備を設置する際は建築基準法の建築物と見なさないこととしてほしい。 ・この点、参考として、平成23年3月国土交通省の通知「太陽光発電設備に係る建築基準法の取扱いについて」の第2では「太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないもの」と規定されている。 ・本件のソーラーカーポートは、一見、上記規定の「物品の保管又は格納」に該当するとも考えられるが、例えば工場や商業施設などで、家庭に設置されるソーラーカーポートと異なり、一時的にしか駐車されなため、「物品の保管又は格納」には該当しないといえる。 また、人が立ち入るのは車からの乗降時のみの一瞬であり、常時人が滞在することを除外する上記規定の「メンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないもの」の趣旨にも沿ったものである。 	国土交通省	<p>建築物とは、土地に土着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものを指します。</p> <p>床面積は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によります。</p> <p>しかし、令和4年6月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」において、市町村が、「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」を定め、その計画に定められた特例適用要件に適合する再エネ促進区域内の建築物については、容積率等の制限の特例対象とした制度が新設されたところであり、令和6年4月の施行を予定しております。</p>	<p>建築基準法第2条第1号</p> <p>建築基準法施行規則第2条第3号</p> <p>建築基準法第52条第14項第3号</p> <p>建築基準法第53条第5項第4号</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第67条の6</p>	<p>検討を予定</p> <p>現行制度下で対応可能</p>	<p>土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものは建築物に該当しますが、土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下を太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて「架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないもの」については、建築物から除外しています。</p> <p>また、支柱及び太陽光発電設備からなる空間には壁を設けず、かつ太陽光発電設備のパネルの角度、大きさ、設置状況等からみて、屋根であると判断できない場合、建築物として取り扱わないことも可能と考えており、その旨を通知で発出することを検討します。</p> <p>建築物に該当する場合であっても、ご提案のソーラーカーポートなど、再エネ設備の設置により、建蔽率や容積率の制限を超える場合には、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」の特例許可を活用することが考えられます。</p> <p>また、特例の具体的な対象については市町村が定めますが、国としても「促進計画の作成ガイドライン（令和5年9月）」においてソーラーカーポートが当該許可の対象となり得ることをモデルケースとしてお示ししております。</p>

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
17	⑤	上下両面が太陽光パネルであるソーラーカーポートについての不燃材に係る判断の統一化	（そもそも、商業施設や工場などに設置するソーラーカーポートについては、別途提案している「一時的に駐車することを目的としたソーラーカーポートについての建築物からの除外」の検討・措置をいただくことを優先的に要望するが、） ソーラーカーポートの屋根の太陽光パネルの構造について、屋根の外側と内側両面に太陽光パネルが貼られた形式のソーラーカーポートについて、建築基準法上求められる不燃材に係る許可の判断がばらばらであるため、一定の要件の下（※）に、両面パネルを屋根として使用しても許可が下りるよう統一的な見解を記載した文書を国から地方公共団体に対し発出し、かつその内容を公表してほしい。 （※）例えば、太陽光パネル（これは不燃材である）が両面に隙間なく貼られ、火災がパネル間にある不燃材でないものに引火しない構造になっている場合等	・建築基準法では建築物の屋根は不燃材で葺くこととなっている。カーポートのような簡易な構造の建築物(建築基準法84条の2、施行令136条の10)の基準も同様である。 ・カーポートの屋根を太陽光パネルで設置するソーラーカーポートについて、太陽光パネルをカーポートの屋根として設置する際の屋根の構造として、屋根の外側と内側両面に太陽光パネルが貼られたパネル（両面パネル）を用いて地方公共団体に建築確認申請を行うが、両面が不燃材のガラスにもかかわらず、許可が下りる地方公共団体と「パネルとパネルの間に配線が通っているので不燃材と認められない」として許可が下りない地方公共団体がある。 そこでソーラーカーポートの太陽パネルの構造について両面パネルのものは不燃材として許可が下りるよう国から統一的な見解を示してほしい。	国土交通省	・高い開放性を有し、階数が一で床面積が3千㎡以内であり、かつ、自動車庫の用途に供するものは、簡易な構造の建築物として指定されています。 ・当該自動車庫の屋根は以下①～④のいずれかとするのが要求されます。 ①準耐火構造 ②不燃材料で造るもの ③法第22条第1項に規定する構造（飛び火性能を有するもの） ④準不燃材料等でふいたもの	建築基準法第84条の2 建築基準法施行令第136条の9第1号イ、第136条の10第3号イ 平成12年国土交通省告示第1443号第2第1～3号	検討を予定	ご提案の件は、当該ソーラーカーポートの屋根が「不燃材料でふいたもの」に該当するかどうかの判断にばらつきがあることであると理解しています。 「不燃材料でふいたもの」とは、その下地材料の如何に関わらず、仕上げ材（屋根葺き材）を不燃材料とした仕様であることを指しています。 本規定は周辺の火災によって発生した火の粉を受けた場合に、屋根面の燃焼による燃え抜けを一定程度防止することを目的としています。ご提案にあるとおり、不燃材料に該当する太陽光パネルが表面に隙間なく貼られ、火災がその下部にある配線等に引火しない構造となっている場合等防火上支障の無いものである場合には、当該規定趣旨を達成し、「不燃材料でふいたもの」に該当すると判断することが可能と考えており、その旨通知で発出することを検討します。
18	⑤	EV充電器について従量金制の充電器の早期普及の実現	EV充電器の急速充電器の課金方法について、現在普及している時間課金制ではなく、使用した電力量（kWh）に応じた課金とする従量金制の充電器の設置に向けて、適切な措置を行い、早期に実現してほしい。	外出時のEVの充電では急速充電器を利用する場面が想定されるが、急速充電器の課金方法についてはこれまで時間による課金が主流となっている。 この理由の一つは計量法により、充電に使用する電気を取引に使用する場合は特定計量器を介する必要があるため、急速充電器の場合は特定計量器である電力量計を設置する必要があったため、この設置コストを回避するため、時間課金制の急速充電器が主流になったといわれている。 EVが登場した2012年頃はEVの車種も少なく普及率も低かったため、充電時の駐車マスの占有時間に応じて課金を行うことも合理的であったと推察されるが、現在は国産車、輸入車ともにEVの車種も多くなり、車種によっては急速充電器の最大出力の充電レートで充電できる車種もあれば、低出力でしか充電できない車種もある。また、EVの急速充電は、EVの電池の保護や長寿命を目的に既に充電されている電池の充電量から、最適な充電レートを判断して充電を行うため、常に最大出力で充電を行っている訳ではない。このため時間課金では低充電レートでも駐車マスの占有時間で課金されることとなり、EVユーザーにとって不公平感を生む結果となっている。 この点、令和2年の電気事業法の改正（令和4年4月1日施行）によって、特定計量器を介さずとも急速充電器に内蔵される機器によって電気の取引が可能となることとされた。また、令和5年10月の「充電インフラ整備促進に向けた指針」でも「充電した電力量（kWh）に応じた課金（従量制課金）の広範な導入について、令和7年度からのサービスの実現を目指すために従量制課金への対応・導入に必要な具体的なルール作りを進める。」旨の指針が示された。 しかしながら、令和7年度からのサービス実現では、依然時間課金制の急速充電器を使用せねばならず、消費者としては不公平な状態が続くこととなる。また、指針では“従量制課金に必要なルール作り”となっているがこのルール作りとは何かについても不透明である。具体的な内容を明らかにした上で適切な措置を行い、従量制課金制の急速充電器の設置の早期実現を求める。	経済産業省	御提案事項に対する制度上の規制はありません。	なし	現状制度下で対応可能	充電事業者の課金方法は、充電器の出力、稼働率等を考慮し、各事業者が設定することができず。従量制課金についても、すでにサービスとして提供を開始している事業者も存在します。 なお、「具体的ルール作り」については、CHAdeMO充電器の試験方法等、各事業者が従量課金を行うに当たっての充電器・システム開発コストの合理化が可能となる要件を議論するものであり、現時点での従量課金の導入を妨げているものではありません。

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
19	⑤	EVと急速充電器の互換性の確保	<p>CHAdeMOの認証を取得した急速充電器であっても、EVと接続できない場合や所定の充電出力が出ない事象が発生している。このため、下記①及び②を実施してほしい。</p> <p>①令和5年度に設置が予定されているマッチングテストセンターについて、テストセンターで得られた結果に基づき、接続や充電出力に問題があることがわかった場合は、その改善を図るため、当該結果をテスト関係事業者確実にフィードバックし、改善のための必要な措置が行われるようにし、かつ、その改善結果を確認・フォローアップする体制を構築すべき。</p> <p>②EVユーザーが急速充電器で充電する際に、当該急速充電器の充電出力の公称値に対して、実際の充電出力が低くなる事象が発生している点については、景品表示法第5条（不当な表示の禁止）に抵触する可能性があると考えられるところ、 (1)消費者庁は景品表示法を所管する観点から、 (2)経済産業省においては、景品表示法の趣旨も踏まえつつ、EVとその普及の前提となるEV充電器の設置促進を進める観点から、それぞれ又は共同して、その実態（どの程度当該事象が起きているのか、どの事業者の充電器とEVの接続の際に当該事象が起きているのか、実際の充電出力がどの程度公称値から乖離があるのか及びその原因等）を調査したうえで、関係事業者に対して、改善に向けた指導を行うべき。</p>	<p>日本国内における急速充電器については、現在CHAdeMO規格が普及しているが、CHAdeMOの認証を受けた充電器とCHAdeMO対応のEV間であっても、“接続できない”、“所定の出力がでない（低い出力でしか充電できない）”といったことがある。これを解消するため、令和5年10月の「充電インフラ整備促進に向けた指針」にて令和5年度中にマッチングテストセンターの設置に向けて準備を進めることとなった。</p> <p>これについて ①今後設置されるマッチングテストセンターで得られた結果について、指針では「CHAdeMO協議会のホームページに公表する」とあるが、仮に特定のEVと充電器の間で不具合がある結果であった場合、そのEVや充電器を利用するユーザーは経済的損失を被ることになる。そこで、テスト結果の公表のみならず、その改善を早期にまた継続的に実施できる体制を国も積極的に関与し構築すべき。 ②現状においても、急速充電器の充電出力の公称値と実際に充電した時の充電出力に乖離があるケースがあり、公称値よりも低い出力である場合が多い。これでは設置されている急速充電器の公称出力から充電量を見通すことができず、予想充電量と実際の充電量に乖離が生じEVユーザーにとって非常にデメリットである。</p> <p>また、景品表示法の観点からも「充電器が公称出力を謳っているにもかかわらず、低い出力となる」という事象は、第5条の不当な表示の禁止に抵触する可能性があると思慮される。このため消費者庁、経済産業省においては当該事象の原因調査及び改善に向けた指導を行うべきである。</p>	<p>①及び② (2) 経済産業省、 ② (1) 消費者庁</p>	<p>①CHAdeMO協議会において、CHAdeMO認証を受けた様々な充電器と接続確認ができる場として、マッチングテストセンター開設に向けた準備が進められているところです。</p> <p>②(1)消費者庁が所管する不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため、商品又は役務の品質その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示を不当表示として禁止しています。（消費者庁記載）</p> <p>②(2)CHAdeMO認証を取得している充電器については、認証取得のための検定試験の中で最大出力を確認しており、各メーカーにてその最大出力を公称しているものと認識しております。また、実際の充電出力は、受電する車両側の性能やバッテリーの状態（電池残量、温度等）、充電ケーブルの温度上昇等の条件によっても、時々刻々と変化します。</p>	<p>①なし ②(1)景品表示法第5条第1号 ②(2)なし</p>	<p>①(1)現行制度下で対応可能 ②(1)現行制度下で対応可能 ②(2)現行制度下で対応可能</p>	<p>①CHAdeMO協議会において、マッチングテストで接続に問題があった場合は当該事業者者にフィードバックし、改善が行われるよう検討しているものと承知しております。国としても、今後のマッチングテストの結果を踏まえながら、充電器と車両の接続確認に関する情報を有効活用できる環境を整えてまいります。</p> <p>②(1)消費者庁は、急速充電器を含む商品等の表示について、当該商品等を供給する事業者が、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示を行っていた場合は、景品表示法に基づき厳正に対処してまいります。（消費者庁記載）</p> <p>②(2)実際の充電出力は、車両性能やバッテリー状態等の条件によって変化するものであり、その特性については充電関係事業者のホームページ等でも掲載されております。充電に関する基本的な事項について、「充電インフラ整備促進に向けた指針」も含め、引き続き充電関係事業者とも連携しながら周知を行ってまいります。</p>

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
20	⑤	電気工作物の使用開始段階における土地開発工事完了確認の取扱について	事業用電気工作物の使用開始段階（使用前自主検査、使用前自己確認等の実施後）において、使用前自主検査結果等の届出とともに土地の開発の完了状況の届出を求める省令改正が予定されている。 土地の開発のうち、森林法の開発許可の確認においては、開発地の緑化による植生の定着状況等の確認をもって正式な土地開発工事の完了とされることがあり、定着状況を経過観察するために年月を要する。これについて、植生の定着結果は使用前自主検査結果等の届出時ではなく、事後的な報告とする運用としていただき、文書等で当該解釈を公表していただきたい。なお、植生に限らず、工事施工後の経過観察に一定の年月を要するものがあれば、それについても一定の期間を設けたい。えで事後的な報告が許容される運用としていただきたい。	風力発電所の建設工事においては、積雪等の影響から、夏から秋にかけて風車組立を行い、その後風車内電気設備工事や工事試運転調整、使用前自己確認等を経て春頃より運転開始することが多い。一方、森林法の開発許可の確認では、その確認方法は各地方自治体に委ねられるが、開発地の緑化による植生の定着状況等の確認をもって正式な土地開発工事の完了とされることがある。冬季は積雪等により定着状況の確認が困難であり、植生を行った翌年春以降雪解け後に定着状況等を確認せざるを得ない。そのため、使用前自己確認等は完了しているにも係わらず運転開始が現状よりも半年以上後倒しになる恐れがある。これは事業計画に影響を及ぼすとともに、再エネの早期導入拡大の阻害要因となる。 また、本来であれば時間をかけて経過を確認すべき行為を拙速に完了しようとし、その確認が疎かになるという弊害にもなりかねない。	経済産業省	ご指摘の制度は令和6年4月1日付けで施行される新制度。	電気事業法第51条第3項 使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈	対応	電気事業法施行規則の一部を改正する省令案に関して、パブリックコメントを令和5年12月27日より令和6年1月25日まで実施したところ、当該規制改革要望と同様の意見を受け付けております。パブリックコメントで受け付けました意見に対しては、以下のような回答を予定しております。 本改正により、太陽電池発電所・発電設備又は風力発電所・発電設備の設置者は、電気事業法第五十一条の二第三項の使用前自己確認の結果の届出において、その設置又は変更の工事に伴う「行為が許可を受けたところから従って行われたことを示す書類」を添付することが義務付けられます。この「行為が許可を受けたところから従って行われたことを示す書類」とは、各都道府県等が作成する完了通知や、各都道府県等の受理印が押された完了届出の写しなどを想定しております。 各都道府県等がこれらの書類を发出又は受理するに当たっては、完了確認等により植生が適切に行われている等を確認することが一般的ですが、許可に付された全て又は一部の条件の成就を求めるかなど、書類の发出等に関する具体的な要件については、各都道府県等における運用やそれぞれの林地における開発状況等によることから、当該許可を行う各都道府県等へ御確認ください。
21	⑤	系統情報等の公開	非FITの太陽光発電の事業計画の策定にあたって、系統制約に係る将来の出力制御の見通しが立ちづらく、困っている。地方の中小規模（2000kW未満、多くは100~200kW程度）の発電設備を計画する場合、資金調達が必要となる。FIT制度と異なり、現状の出力制御の状況が不明では売電売上計画が立案できず、地域金融機関からの融資が得られない。系統ごとに、どのくらいの事業者が接続検討を申し込んでいて、どのくらいの出力制御が見込まれていて、いつくらいに系統増強を予定しているのか、見通しを公開してもらいたい。		経済産業省	系統制約による出力制御の予見性を高めるため、これまで潮流実績や予測潮流等の公開・開示を進めてきました。加えて、省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループにおいて、系統制約による出力制御の短期見通しの試算し、公表しました。	なし	検討に着手	令和5年度内に、電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループにて、系統制約による出力制御の短期見通しを公表しました。また、事業収益性を適切に評価するために必要な系統情報の公開・開示について検討します。

第23回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
22	⑤	省エネルギー住宅・建築物の導入に向けた自然排煙口の不燃化要求の見直し	<p>住宅・建築物の省エネルギー化に向けては、新築時及びリフォーム等の際に、省エネルギー基準に適合した樹脂窓やアルミ樹脂複合窓の導入を進めていく必要があるが、排煙の機能等の観点から建築基準法施行令第126条の3第1項第2号に基づいて、排煙口の設備については、機械排煙か自然排煙かによらず一律に不燃材を用いることが求められており、自然排煙窓として省エネ性能の高い窓を用いることができない。</p> <p>一方で業界から、省エネ性能の高い断熱窓を導入したいという要望を受けて、自然排煙については、令和3年度に国交省の委託事業として、市場に流通している樹脂窓やアルミ樹脂複合窓を用いた自然排煙窓の機能性の調査が行われており、既に排煙等の機能を損なわないことが証明されているが、2年たつ今も、必要な見直しは行われていない。</p> <p>このため、自然排煙口については、排煙の機能等を損なわない材質のもの（樹脂窓やアルミ樹脂複合窓）を採用できるよう、早急に建築基準法施行令等について必要な見直しをしていただきたい。</p>	<p>・カーボンニュートラルの実現に向けては、最終電力消費の6割を占める業務・家庭部門の省エネルギー化を徹底させる必要がある。2025年には全ての新築住宅・建築物について、建築物省エネ法に基づき、省エネルギー基準への適合が義務化されることになっているため、断熱材の使用や断熱窓を導入し、必要な省エネ機能を有したものにしていかなければならない。</p> <p>・しかし、排煙の機能等の観点から建築物基準法施行令第126条の2、3に基づいて、住宅・建築物に排出用の窓として設置される自然排煙口について、窓枠の材質については不燃材料にすることが求められており、断熱性能を有した樹脂窓やアルミ樹脂複合窓が使用できない。</p> <p>・一方で、そもそも自然排煙については、煙が高温となった際に排煙口の閉閉による起動および排煙自体が期待できなくなる恐れがある機械排煙とは異なり、解放されさえすれば、排煙の機能が損なわれることもない。既に、省エネ性能の高い断熱窓を導入したいという業界の要望を受けて、令和3年度に国交省の調査事業で樹脂窓やアルミ樹脂複合窓を用いた排煙口の排煙機能の調査・実験（下記参考に記載）を行い、自然排煙口の材質については、熱で粘着するもの以外は材質とすることに問題はないことが実証されているが、提案から2年たつ今も、必要な見直しは行われていない。</p> <p>・今後ZEH・ZEB水準などの高い省エネ性能をもつ住宅・建築物の導入を進めていくためには、断熱性能を有する樹脂窓やアルミ樹脂複合窓の導入ができるよう、建築物基準法施行令第126条の3第1項第2号の規定を見直す等、自然排煙口の不燃化要求が免除されるよう見直しをしていただきたい。</p> <p><参考1：アルミ樹脂複合窓による効果></p> <p>・例えば、外気に直接接することになる窓については、断熱性能の高いものが求められており、アルミ樹脂複合窓を導入することで一般的なアルミ窓の熱逶流率3.49 (W・(m²・K)) よりも低い1.90 (W・(m²・K)) 以下に抑え、室内気温25度（外部温度0度）の環境下で、空調停止後から30分経過しても18度以下の低温領域をこれまでよりも約45%低い0.5%に抑える効果があるという試算もされている。</p> <p><参考2：令和3年度建築基準整備促進事業 F19内装制限及び排煙設備の設置基準の合理化に係る検討報告（一般社団法人 日本建築防災協会 / 共同研究 国立研究開発法人建築研究所）P.3,P.8 ></p> <p>・自然排煙口の不燃化要求の免除の検討にあたっての考え方</p> <p>令第126条の3第1項第2号の規定に基づき、排煙口には自然/機械排煙の別なく、不燃化措置が求められている。煙が高温となった際に、排煙口の閉閉による起動および排煙自体が期待できなくなる恐れがある機械排煙に対し、<u>自然排煙口は開放されてしまいさえすれば、排煙の機能は容易に損なわれないと考えられる。そこで自然排煙口に限定して、不燃化免除の措置が可能か検討する。</u></p> <p>・検討結果</p> <p>令第126条の3第1項第2号の排煙口の材質について、自然排煙の排煙口の材質は熱で粘着するもの以外※を提案する。</p> <p>※新・排煙設備技術基準に記載の「排煙時においても熱のため粘着して開放できなくなる恐れのないものを使用する」について、排煙口に用いられている樹脂・木材について、現行の市場流通品は問題がないことを確認した（溶融温度が130℃以上の樹脂・木材は問題がない）</p> <p><参考3：建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（構造）第二百二十六条の三 前条第一項の排煙設備は、次に定める構造としなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 排煙設備の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。</p>	国土交通省	建築基準法においては、建築物内部の人を安全に避難させることを目的とし、建築物の用途・規模・部分に応じて排煙設備の設置を要求しています。排煙設備の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ることとされています。	建築基準法施行令第126条の3第1項第2号	検討に着手	令和6年度中に自然排煙口の不燃化要求を免除できる条件を整理し、結論を得次第、速やかに基準に反映して参ります。